

令和8年度 带状疱疹ワクチン 定期接種のご案内

このご案内は、令和8年度に実施する带状疱疹ワクチン定期接種の対象となる方にお送りしています。

- **希望する方のみ、接種を受けてください。**
- 接種を希望する方は、診療所で接種を受けてください。
本村診療所 ▶ 予約は必要ありません。直接受付へお越しください。
式根島診療所 ▶ 事前にお問い合わせください（TEL 7-0019）。
- 接種を受けるときは、同封の予診票にご記入の上、ご持参ください。
※ワクチンは2種類あり、シングリックスは2回接種します。
予診票に記載されている回数をご確認の上、ご記入ください。
※ビケン は1回のみ接種します。「1回目」の予診票にご記入ください。
- 島外で接種を受けるときは、新島村から医療機関に定期接種の依頼を行います。接種をする医療機関が決まりましたら、**接種を受ける前に必ず**、さわやか健康センターにご連絡ください。

<定期接種の対象者> 下記のいずれかに該当する方。

※過去に任意接種をすでに受けた方は対象外となります。

- ① 年度内に65歳となる方
- ② 年度内に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方
- ③ 満60歳以上65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方

<接種費用の一部助成について>

接種完了後、さわやか健康センターまたは式根島支所で助成金の交付申請を行ってください（シングリックスは、2回目完了後）。

【注意事項】

令和9年3月31日までに受けた予防接種のみ、「定期接種」となります。令和9年4月1日以降に受けた接種は任意接種の扱いとなります。

接種費用の一部助成も、申請受付期限は令和9年3月31日です。令和9年4月1日以降の申請は、全額自己負担になりますので、日程に余裕をもって、接種を受け、助成金の交付申請を行ってください。

<助成金交付申請に必要な書類>

- ① 住所地を証明する書類（健康保険資格確認証、免許証、マイナンバーカードなど）
- ② 医療機関発行の診療明細書（ワクチン名が記載されているもの）
- ③ 医療機関発行の領収書原本
- ④ 通帳の写しなど、助成金の振込先の情報が分かる書類